



島根県報

平成16年 4 月 5 日 (月)
号外 第 66 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定	1
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消	1

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成16年 4 月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
養護老人ホーム 松風園	浜田市西村町1031番地 1	平成16年 4 月 1 日

島根県選挙管理委員会告示第 5 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成16年 4 月 5 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 取 消 年 月 日
浜田市立松風園	浜田市西村町1025番地 2	平成16年 3 月31日

